

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年3月17日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	12件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	11件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100813号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年6月頃から平成11年3月頃まで

請求期間のうち、6か月から8か月間、A社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、同社に勤務した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、厚生年金保険の被保険者として請求対象事業所に勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間について、雇用保険の記録によると、請求者は当該期間のうち、平成10年4月1日から同年6月30日までの期間において、A社における被保険者であるところ、同社は、請求者の勤務期間について、同年3月16日から同年6月4日までである旨回答していることから、請求者は、請求期間のうち、一部の期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険の届出を行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行い、二人から回答が得られたものの、当該回答からは請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができなかった。

さらに、前述の回答が得られた者のうち、請求者と同職種であったと回答した者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日の約3か月後となっていることから、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間において、国民年金の第1号被保険者であるところ、当該期間のうち、平成10年4月から平成11年3月までの期間については国民年金保険料の全額免除が承認されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100720号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100128号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は51万4,000円、平成16年7月16日は47万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日及び平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日及び平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成16年7月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①及び②の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する賞与明細書及び預金取引明細表を提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書及び預金取引明細表、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書並びに同社の元役員、そのグループ会社であったB社の元役員及び請求者が一緒に勤務したと記憶する元同僚の回答から判断すると、請求者はA社から請求期間①及び②に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び預金取引明細表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は51万4,000円、請求期間②は47万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は平成16年7月16日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の請求期間①及び②に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100358号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100129号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は34万8,000円、同年12月5日は34万7,000円、平成16年7月16日は34万円、同年12月3日は34万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は34万8,000円、請求期間②は34万7,000円、請求期間③は34万円、請求期間④は34万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100682号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100130号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は25万7,000円、同年12月5日は29万9,000円、平成16年7月16日は30万2,000円、同年12月3日は34万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は25万7,000円、請求期間②は29万9,000円、請求期間③は30万2,000円、請求期間④は34万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日、請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101007号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100131号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和62年2月21日)及び取得年月日(同年10月21日)を取り消し、昭和62年2月から同年9月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和62年2月21日から同年10月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和62年2月21日から同年10月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年2月21日から同年10月21日まで

私は、昭和60年3月から平成元年4月までの期間に、A社において継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

私が所持するA社の給与支給明細書を見ると、請求期間の厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、同社における被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係るA社の給与支給明細書並びに請求期間当時の代表取締役、元取締役並びに複数の元同僚の回答及び陳述により、請求者が、当該期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和62年2月21日)及び取得年月日(同年10月21日)を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和62年2月21日から同年10月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難い上、請求者のA社における請求期間の雇用保険被保険者資格の離職及び

再取得年月日は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得年月日と符合していることから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101010号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100132号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日、同年12月25日及び令和元年7月30日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年7月31日、同年12月25日及び令和元年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月31日、同年12月25日及び令和元年7月30日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月31日
② 平成30年12月25日
③ 令和元年7月30日

請求期間①から③までの各期間について、A社から賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、国(厚生労働省)の記録では、当該各賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金給付に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から③までの各期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された当該各期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、当該各期間において同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたと認められる。

したがって、請求期間①から③までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、当該各期間はそれぞれ25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100725号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100133号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月14日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成24年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成24年12月

請求期間①から⑥までの各期間について、賞与明細書はないが、A社(平成23年3月16日にB社から名称変更)から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑥について、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表(以下「取引推移一覧表」という。)及びA社における複数の元同僚から提出された賞与明細書等から判断すると、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑥に係る賞与の支払日については、前述の取引推移一覧表により確認できる振込日から、平成24年12月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主から請求期間⑥に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①から⑤までの各期間について、A社の事業主から請求者の賞与支払及び厚生年金

保険料控除について回答が得られない上、請求者は同社に係る賞与明細書等を保管していない。

また、前述の金融機関は、所定の保存期間を経過した場合は調べることができないとして、請求期間①から⑤までの各期間の振込状況を確認できる資料の提供ができない旨回答している上、請求者は、A社において、当該金融機関の前に別の金融機関を賞与振込先としていた旨陳述しているものの、その金融機関名及び変更時期を記憶しておらず、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101014号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100134号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月15日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成23年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月
② 平成23年12月

請求期間①及び②について、賞与明細書はないが、A社(平成23年3月16日にB社から名称変更)から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表(以下「取引推移一覧表」という。)及びA社における元同僚から提出された賞与明細書等から判断すると、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る賞与の支払日については、前述の取引推移一覧表により確認できる振込日から、平成23年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成26年3月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主から請求期間②に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、A社の事業主から請求者の賞与支払及び厚生年金保険料控除について回答が得られない上、請求者は同社に係る賞与明細書等を保管していない。

また、前述の金融機関は、所定の保存期間を経過した場合は調べることができないとして、請求期間①の振込状況を確認できる資料の提供ができない旨回答している上、請求者は、A社において、当該金融機関の前に別の金融機関を賞与振込先としていた旨陳述しているものの、

その金融機関名及び変更時期を記憶しておらず、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100830号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第2100002号

第1 結論

昭和46年11月22日から昭和50年3月11日までの請求期間については、脱退手当金を支給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月22日から昭和50年3月11日まで

支給済期間 : ① 昭和46年11月22日から昭和47年3月31日まで
② 昭和47年4月1日から昭和50年3月11日まで

国の年金記録によると、A社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者期間について、昭和50年6月11日(C社の退職後)に脱退手当金を支給した記録となっている。

そのうちA社に勤務した期間については、同社を退職した際に会社を通じて脱退手当金の請求をしたと記憶しているが、請求期間に係るB社及びC社に勤務した期間については、あえて脱退手当金の請求を行わず、それを受領した記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を退職した際に脱退手当金を受領したと主張しているが、請求者が同社を退職した昭和46年頃に脱退手当金を支給したとする記録は確認できない。

また、脱退手当金は、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、オンライン記録によると、請求者のA社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者記録は、当時、同一の厚生年金保険被保険者記号番号により管理されており、請求期間に係る脱退手当金の支給額(9万1,853円)は、それぞれの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間を全て合わせた103か月を計算の基礎として算出されていることを踏まえると、請求者はC社を退職した後に、A社と請求期間に係るB社及びC社の被保険者期間を合わせて脱退手当金を支給したと考えるのが自然である。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、前述の脱退手当金の支給額は、計算上の誤りはなく法定支給額と一致していることから、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100255号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100042号

第1 結論

昭和50年4月から昭和51年9月までの請求期間及び同年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月から昭和51年9月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

昭和50年3月末頃、A市から依頼された集金人が国民年金の加入を勧誘するために来宅したので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、集金人が次に来宅した昭和50年7月に、夫婦二人分の同年4月から同年6月分までの3か月分を納付し、それ以降は夫婦二人分を毎月納付していた。

しかし、請求期間①が未加入期間、請求期間②が未納期間となっているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年3月末頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料については、集金人に夫婦二人分を納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における払出年月日及び当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、昭和51年10月頃に行われた加入手続により払い出されたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①について、オンライン記録によると、請求者は、昭和51年10月22日に任意加入被保険者(後に、被保険者の種別を任意加入被保険者から強制加入被保険者に訂正)として初めて国民年金被保険者資格を取得しており、請求者が所持する年金手帳においても、請求者の国民年金の「初めて被保険者となった日」は同年10月22日と記載されていることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間②について、前述の加入手続時点(昭和51年10月頃)において、当該期間に係る国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、A市の昭和51年度に係る収滞納リストによると、当該期間については、国民年金保険料の未納を示す空欄と記録されており、当該記録は、請求者に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳と一致している。

加えて、請求期間①及び②の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者の夫の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における払出年月日及び当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、昭和53年2月頃に行われた加入手続により払い出されたと推認できるところ、請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者の夫は、当該加入手続時期からみて、当該期間を含む昭和50年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料を昭和53年2月28日に過年度納付したと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100257号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100043号

第1 結論

昭和38年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年*月から昭和50年3月まで

昭和50年3月末頃、A市から依頼された集金人が国民年金の加入を勧誘するために来宅したので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

夫(訂正請求記録の対象者)の請求期間の国民年金保険料については、昭和50年7月に、来宅した集金人から夫の過去の未納保険料を計算した金額が提示され、同年8月に、集金人に17万7,000円くらいを現金で支払い、手書きの領収書を受け取った。

しかし、夫の請求期間が未納期間となっているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年3月末頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、同年8月に、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料として17万7,000円くらいを集金人に現金で納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、訂正請求記録の対象者の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における払出年月日及び当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、昭和53年2月頃に行われた加入手続により払い出されたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、前述の加入手続時点(昭和53年2月頃)において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間直後の昭和50年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料は、前述の加入手続時期(昭和53年2月頃)からみて、昭和53年2月28日に過年度納付されたことが推認できるものの、同日は特例納付実施期間外である上、当該台帳において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が過年度納付又は特例納付されたことを示す記載も見当たらない。

加えて、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、訂正請求記録の対象者に対す

る別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、訂正請求記録の対象者に対して別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者又は請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000495号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100135号

第1 結論

- 1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、訂正請求記録の対象者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者のE社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑥について、訂正請求記録の対象者のF社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年8月2日から昭和43年8月14日まで
② 昭和44年6月20日から昭和45年3月12日まで
③ 昭和45年7月7日から同年9月3日まで
④ 昭和49年12月22日から昭和50年12月25日まで
⑤ 昭和59年8月21日から同年11月12日まで
⑥ 昭和60年4月21日から平成元年9月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社(現在は、G社)、請求期間④はD社(現在は、H社)、請求期間⑤はE社及び請求期間⑥はF社に、それぞれ継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録において、当該各期間の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(事業所台帳)(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録を見ると、同社は、昭和46年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該被保険者名簿において確認できる事業主は所在不明であることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の確認できた元従業員に事情照会したところ、一人は訂正請求記録の対象者を知るものの、退職時期については不明である旨回答及び陳述しており、このほか複数の元従業員は、それぞれ訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態（退職時期）を確認又は推認することができない。

- 2 請求期間②について、B社から提出された訂正請求記録の対象者に係る労働者名簿を見ると、退職日は昭和44年6月20日である旨記載されている上、同社の担当者は、訂正請求記録の対象者は、当該労働者名簿に記載された退職年月日に退職しており、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨陳述している。

また、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した複数の元従業員に事情照会したものの、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態（退職時期）を確認又は推認できる回答及び陳述は得られなかった。

- 3 請求期間③について、後継事業所のG社は、当時の資料の保管はなく、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、いずれも不明である旨回答している。

また、C社に係る被保険者名簿において、請求期間③に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した元従業員に事情照会したところ、一人は訂正請求記録の対象者を知るものの、当該期間に係る勤務については不明である旨陳述しており、このほか複数の元従業員は、それぞれ訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態を確認又は推認することができない。

さらに、上記の訂正請求記録の対象者を知る旨回答のあった元従業員に係るオンライン記録を見ると、C社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、1か月後に再取得した被保険者記録があるところ、当該元従業員は、当時、同社がリース制（*をリースする契約）を採用したため、当該リース契約を受け入れた期間について、被保険者記録がない旨陳述している。

- 4 請求期間④について、D社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）（以下「事業所名簿」という。）及びオンライン記録において、請求期間④に被保険者記録があり、所在の判明した元従業員に事情照会したところ、訂正請求記録の対象者を知る元同僚3人が、訂正請求記録の対象者は当該期間にD社に勤務していた旨回答及び陳述している。

しかしながら、後継事業所のH社は、当時の資料の引継ぎはなく残っていない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認又は推認することができない。

また、オンライン記録を見ると、D社において、複数回にわたっての厚生年金保険被保険者資格を取得している記録がある者が散見できるところ、同社の支配人であったとする者は、同社において厚生年金保険に加入しない取扱いはなかったが、常勤雇用者以外に、加入を希望しないパート雇用者が勤務していた旨回答している上、上記の訂正請求記録の対象者を知る元同僚3人のうち一人も、当時、正社員は全員厚生年金保険に加入しており、同社の社会保険加入の取扱いはしっかりしていたため、雇用保険の記録が符合しているならば、訂正請求記録の対象者は一旦退職したものと考える旨の陳述をしており、別の一人は、同社の従業員の出入りは激しかったと記憶しており、辞めると言って退職した従業員が数日たつとまた働いていたことも多く見かけた旨陳述している。

- 5 請求期間⑤について、E社は、商業登記の記録において、平成18年5月22日に解散している上、同登記において確認できる当時の代表取締役は死亡していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態について、事業所及び事業主に確認することができな

い。

また、上記の商業登記において確認できる元役員一人は、訂正請求記録の対象者がE社に勤務してくれていたことは記憶しているが、勤務期間等ははっきり覚えておらず、20年前に会社を譲渡した時に書類等は全て譲渡会社に渡したが、その会社自体がなくなっており、訂正請求記録の対象者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料控除について、不明である旨回答及び陳述している。

さらに、E社に係る事業所名簿及びオンライン記録において、請求期間⑤に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した元従業員に事情照会したところ、4人が訂正請求記録の対象者を知るものの、退職時期については不明である旨回答しており、このほか複数の元従業員は、それぞれ訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態（退職時期）を確認又は推認することができない。

加えて、*労働局は、訂正請求記録の対象者の雇用保険受給状況について、E社を昭和59年8月20日に離職後、同年9月5日に失業等給付金の受給資格決定を行った旨回答している。

- 6 請求期間⑥について、F社は、同社が保管する従業員台帳において、訂正請求記録の対象者の退職日は昭和60年4月20日と記載されており、退職日以降、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できないことから、訂正請求記録の対象者が同日に退職したことは確かであると思う旨、及び訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料控除の有無について、確認できる資料の保管はなく不明である旨回答している。

また、F社に係る事業所名簿及びオンライン記録において、請求期間⑥に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の確認できた複数の元従業員に事情照会したものの、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態（退職時期）を確認又は推認できる回答及び陳述は得られなかった。

- 7 このほか、請求期間①から⑥までの各期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100136号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年5月1日から平成30年4月1日に訂正し、同年4月から平成31年4月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。
平成30年4月1日から令和元年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成30年4月1日から令和元年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成30年6月29日は26万9,000円、同年12月10日は30万8,000円に訂正することが必要である。
平成30年6月29日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成30年6月29日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成30年4月1日から令和元年5月1日まで
② 平成30年6月29日
③ 平成30年12月10日

A社を平成30年3月31日に定年退職し、同年4月1日に再雇用され、請求期間①において、同事業所に勤務していた。

当該再雇用に伴い、本来、事業所は平成30年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得に係る届出を行うべきところ、当該届出を令和3年6月28日に行ったため、私の請求期間①に係る厚生年金保険の記録は、年金給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかし、請求期間①は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の記録を年金給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

また、A社から請求期間②及び③に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社の回答、請求者から提出された給与支給明細書、辞令等により、請求者は、当該期間において同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者に係る平成30年4月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失及び同資格取得に係る届出を行い、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、当該各期間において同事業所から賞与の支払を受け、請求期間②は26万9,000円、請求期間③は30万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該各期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101016号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100137号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月12日の標準賞与額を65万6,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月12日

請求期間にA社から支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、65万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100718号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100138号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月16日は33万円、同年12月3日は35万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①及び②の各期間に支払われた賞与記録がないことが分かった。

請求期間①及び②について、賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②の各期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②の各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は33万円、請求期間②は35万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の各期間の賞与支払日については、前述の預金通帳の振込日から、請求期間①は平成16年7月16日、請求期間②は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100353号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100139号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月3日の標準賞与額を21万9,000円に訂正することが必要である。
平成16年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成16年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月3日
年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①及び②の各期間の賞与記録がないことが分かった。
私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の元同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万9,000円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の請求期間②に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。
また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、前述の預金通帳によると、請求者は、当該期間にA社から2万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、請求者と同じ日の平成16年5月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚に照会し、10名から回答を得られたが、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたと回答する者はおらず、このうち1名から提出された同年7月分の賞与明細書によると、請求者の当該期間に係る振込額と同じ金額の2万円が寸志として支給されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、前述のとおり、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは回答が得られないことから、事業所及び事業主から請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100896号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100044号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料について、母がA町役場に相談したところ、同役場の担当者から、昭和53年度分の国民年金保険料は昭和54年度分と一緒に納めてもよいと言われたので、母は、当時、国民年金保険料の集金を行っていた地元の婦人会の集金人に、私の昭和53年度分と昭和54年度分の国民年金保険料と一緒に毎月納付し、昭和54年度に係る国民年金手帳預り証も2部所有している。

しかし、国の記録では、請求期間が未納期間とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は昭和54年度に係る国民年金手帳預り証を2部所持しているところ、いずれも請求者の国民年金手帳記号番号及び氏名が記載され、領収印欄には4月から3月までの国民年金保険料が納められたことを示す取扱者の認印が確認できる。

また、前述の国民年金手帳預り証について、請求者は、昭和53年度分と昭和54年度分の国民年金保険料と一緒に毎月納付していたので、当該預り証を2部所有している旨主張しているところ、当該預り証並びに請求者から提出された請求者の姉及び請求者の母の昭和54年度に係る国民年金手帳預り証における領収印欄の状況等から判断すると、請求者の当該預り証は、2部ともに昭和54年度当時に作成され、使用していたことがうかがえる。

さらに、請求者に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳、A町の国民年金被保険者名簿及び請求期間後の住所地であるB市の国民年金台帳において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が還付又は他の期間に充当された記録は見当たらないことを踏まえると、請求者の母が、請求者の昭和54年度に係る国民年金手帳預り証を用いて請求者の請求期間に係る国民年金保険料を同年度の国民年金保険料と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。